

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 月 日

横浜市会議長

横浜市会規則第 号

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則

横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）の一部を
次のように改正する。

第3条第1項中「市会事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

(名称) 横浜市会傍聴規則

現 行	改 正 案
<p>(一般席の傍聴)</p> <p>第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、<u>市会事務局</u>で傍聴券交付申請簿に住所、氏名、年齢を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(一般席の傍聴)</p> <p>第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、<u>議会局</u>で傍聴券交付申請簿に住所、氏名、年齢を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>